

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月20日

【事業年度】 第15期（自平成25年2月1日至平成26年1月31日）

【会社名】 株式会社ストリーム

【英訳名】 Stream Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松井 敏

【本店の所在の場所】 東京都港区芝二丁目7番17号

【電話番号】 (03)6858-8189

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 高瀬 宏平

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝二丁目7番17号

【電話番号】 (03)6858-8189

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 高瀬 宏平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年4月30日に提出いたしました第15期（自平成25年2月1日至平成26年1月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(11) 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

(訂正前)

平成26年1月30日にLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedを割当先とする第三者割当による新株式7,150株及び新株予約権を発行しておりますが、この新株予約権による潜在株式数7,150株が全て行使された場合、当社の総議決権数に占める割合は26.43%になり、相応の株式価値の希薄化が生じることとなります。

なお、当該株式は、平成26年2月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合をもって株式分割を行いました。

株式分割を反映した該当株式数は715,000株となります。

(訂正後)

平成26年1月30日にLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedを割当先とする第三者割当による新株式7,150株及び新株予約権を発行しておりますが、この新株予約権による潜在株式数7,150株が全て行使された場合、当社の総議決権数に占める割合は26.43%になり、相応の株式価値の希薄化が生じることとなります。

なお、当該株式は、平成26年2月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合をもって株式分割を行いました。

株式分割を反映した該当株式数は715,000株となります。

ただし、上記新株予約権及び新株予約権の行使により取得される株式については、その一部又は全部が実質的に劉海濤氏の所有に係るものである可能性があります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(5) 重要事象等についての対応策

(訂正前)

当社グループは、当連結会計年度において163百万円の営業損失を計上しており、前々連結会計年度において3百万円の営業損失、前連結会計年度においても1,054百万円の営業損失を計上しております。当該状況は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況と捉えております。

当社はこのような状況に対応するために、平成26年1月14日開催の取締役会においてLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedに対する第三者割当による新株式及び新株予約権の発行の決議を行い、平成26年1月30日付で300百万円の資本増強を行ったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(訂正後)

当社グループは、当連結会計年度において163百万円の営業損失を計上しており、前々連結会計年度において3百万円の営業損失、前連結会計年度においても1,054百万円の営業損失を計上しております。当該状況は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況と捉えております。

当社はこのような状況に対応するために、平成26年1月14日開催の取締役会においてLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedに対する第三者割当による新株式及び新株予約権の発行の決議を行い、平成26年1月30日付で300百万円の資本増強を行ったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、上記新株予約権及び新株予約権の行使により取得される株式については、その一部又は全部が実質的に劉海濤氏の所有に係るものである可能性があります。